

鹿児島県における
農業農村整備事業計画基準雨量

令和6年5月

鹿児島県農政部

1 改定概要

農業農村整備事業で使用している計画基準雨量（降雨強度式）は、平成21年に改定されて以降10年以上経過しており、近年の降雨データが反映されていない状況にある。そのため、最新の降雨データ等を踏まえた計画基準雨量（降雨強度式）に改定する。

なお、改定に当たっては、これまで農政部及び土木部（環境林務部）それぞれ異なる計画基準雨量（降雨強度式）を用いていた状況を見直し、公共事業における対外的な説明や整備における連携等を図るため、土木部と統合することとした。

（※適用時期、適用範囲（市町村）などは、各部での運用扱い。）

2 主な改定のポイント

- (1) 農政部と土木部がそれぞれ作成していた計画基準雨量（降雨強度式）を統合した。
- (2) 県内の各地域を網羅するよう対象観測所を追加（8箇所 → 11箇所）し、内地で8箇所、離島（種子・屋久）・奄美で3箇所とした。

	区分	今回改定（R6）	旧基準（H21改定）
対象観測所	内地	鹿児島	鹿児島
		阿久根	阿久根
		川内	—
		大口	—
		枕崎	枕崎
		溝辺	—
		大隅（曾於）	—
		高山	—
	【廃止】	都城	
	離島	種子島	種子島
		屋久島	屋久島
奄美	名瀬	名瀬	
	【廃止】	沖永良部	
計		11箇所	8箇所

- (3) 地域振興局・支庁・事務所等の単位で観測地点毎に旧市町村の適用範囲を設定した。
（適用地域の範囲は、「改定計画基準雨量 適用範囲」のとおり）
- (4) 確率雨量計算の標本となる年最大雨量の整理・使用期間は、標本データの確保が可能となる令和4年までの最大期間とした。
- (5) 確率年については、現行の確率年に50年を追加した。
- (6) 旧基準で設定していた地域補正については、設定なしとした。

3 適用時期

本基準は、令和6年5月1日以降から適用する。

適用日以降に実施する設計業務においては、原則、新基準により実施することとするが、以下の場合等は適宜対応とする。

- (1) 旧基準による設計が既に終了しており適用日以降に工事発注を行う分について、新基準に抛り難い場合（用地の確保困難等）
- (2) 旧基準により一部設計が終了し、適用日以降に引き続き設計を行う分で、既設計箇所の見直しが困難な場合（用地の確保困難等）
- (3) 下流部が旧基準設計により改修済みで、新基準での水路断面の確保が図れない場合及び、排水系統の見直し等により対処できない場合

※ その他、事業及び地区の状況により、旧基準での適用が望ましいと思われるものについては、本庁各事業実施係と協議するものとする。

改定計画基準雨量 適用範囲

地域振興局・支庁	観測地点 (基準点) 【※1】	適用市町村 【※2】	10年確率・60分間降雨強度mm/hr		備考
			旧基準 (H21年改定)	改定	
鹿児島	鹿児島	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市	70	66.3	
	枕崎	三島村	75	82.4	
南薩		枕崎	指宿市, 南さつま市, 南九州市,		70
	枕崎市		75		
北薩	阿久根	阿久根市, 出水市, 長島町	89	84.6	
	川内	薩摩川内市 (川内市, 東郷町)	77	72.2	
		薩摩川内市 (祁答院町, 入来町, 樋脇町)	70		
		さつま町	84		
始良・伊佐	大口	伊佐市, 湧水町	84	74.0	
	溝辺	霧島市 (牧園町, 霧島町)	84	75.0	
		霧島市, 始良市	70		
大隅	大隅 (曾於)	曾於市, 志布志市	66	73.5	
	高山	鹿屋市, 東串良町, 大崎町	77	70.4	
		垂水市	70		
		鹿屋市 (吾平町), 肝付町 (高山町)	70		
		肝付町 (内之浦町)	83		
		錦江町, 南大隅町	75		
熊毛支庁	種子島	西之表市	79	75.3	
		中種子町	87		
		南種子町	95		
	屋久島	屋久島町	109	99.6	
鹿児島	名瀬	十島村	81	80.0	
大島支庁		奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町	81		
		和泊町, 知名町, 与論町	76		

※1 旧基準で採用している観測地点の「沖永良部」, 「都城」は廃止とする。

【沖永良部 → 名瀬に統合】, 【都城 → 大隅 (曾於) に変更】

※2 適用市町村は, 旧基準からの範囲変更を記載

※3 適用範囲は, 地域振興局・支庁毎で設定 (三島村, 十島村除く)